

公益社団法人長野県栄養士会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、公益社団法人長野県栄養士会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所を、長野県長野市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、「長野県の豊かな食材を生かした日々の食生活の恵みを受けて、生涯にわたり心身ともに健やかに自分らしく生きる」との県民すべての願いに応える責務を負う食と栄養の専門職業人たる管理栄養士・栄養士の集団として、健康づくりの模範となる「健康長寿ながの」の食生活の良さを活かし、改善することを要とした、県民の健康の増進、疾病の予防、福祉の充実に資する様々な事業を、県民とともに進めることをとおして、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県民の栄養及び健康増進に関する調査研究、学会活動、レシピ開発等を通じて、食と栄養の総合的な実践科学の確立と発展に資する事業
- (2) 養成課程と連携した生涯学習等の取り組みにより、あらゆる多様な領域において高度な専門的要請に的確に対応でき、県民の食生活の改善をしっかりと支える技能をもった管理栄養士・栄養士を生み出す事業
- (3) 食育活動等様々な交流の機会を通し、県民とともに食と栄養の知識を育み、時代に合った新しい信州の食を再構築する事業

(4) 県民一人ひとりが健全な食生活を実現できるよう、地域づくり、食文

化の形成、食と健康に関する制度の提案等食生活の環境づくりに資する事業

- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に定めた事業は、その実施地域を長野県内とする。

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員とは、栄養士法（昭和22年法律第245条）第2条に規定する管理栄養士、栄養士の免許を有して長野県内に居住又は勤務し、かつ、第3条の目的に賛同して次条の手続により入会した者をいう。

- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、本会に対して入会の申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 入会の申込みに関し必要な事項は、理事会がこれを定める。
(経費の負担)

第7条 会員は、本会の事業活動の費用に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費を納入する義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(法定退会)

第9条 前条の場合のほか会員は、次の各号のいずれかに該当するときに退会する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 管理栄養士、栄養士の免許を取り消されたとき
- (3) 総会員の同意のあるとき
- (4) 死亡したとき

(5) 除名されたとき
(除名)

第10条 会員の除名は、当該会員が次の各号のいずれかに該当するときに限り、総会の決議によってこれを行うことができる。この場合において、当該会員に対し、当該総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名著を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により除名された会員には、その旨を通知しなければならない。

(会員資格を失うことに伴う権利及び義務の帰趨)

第11条 会員が、前3条の規定によりその資格を失ったときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。

2 既納の入会金、会費及びその他会員が既に本会に納入したものは、会員資格を失った場合でも、これを返還しない。

第4章 総会

(総会の構成)

第12条 総会は、会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任又は解任
- (3) 役員報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）の額
- (4) 各事業年度における貸借対照表、損益計算書及びこれらの付属明細書並びに財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 管理栄養士、栄養士の職業倫理に関する規則の制定及び改廃

(7) 入会金並びに会費の金額

(8) 解散及び残余財産の処分の承認

(9) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項
2 総会は、あらかじめ総会の目的として通知された事項以外の事項について決議することはできない。

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する他、必要ある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、次項による総会の招集の請求につき、会員が、一般法人法第37条第2項の規定により総会を招集する場合を除き、理事会の決議に基づき会長（第21条第2項に規定する者。以下、同じ。）が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。この場合において、会長はすみやかに総会を招集しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の過半数が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部の譲渡

(5) 解散

(6) 合併契約の承認

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使等)

第19条 会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

2 会員が書面によって議決権を行使することができる旨を定めて総会の招集の通知が行われ、同通知の際に議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類及び議決権を行使するための書面の交付を受けた会員は、必要な事項を記載した同書面を、理事会が法令に従い定めた特定の時又は総会の日時の直前の業務時間の終了時までには本会に提出して議決権を行使することができる。

3 前項の規定に基づき書面によって行使した議決権の数は、前条における出席した会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第21条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上26名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長、2名を常任理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって、一般法人法上の代表理事とし、常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 前項の決議に際し、理事又は監事が欠けた場合、又は定款で定めた理事又は監事の員数を欠くこととなるときに備えて、総会は、補欠の役員を選任することができる。

3 理事会は、会長、副会長、常任理事を選定及び解職する。この場合において理事会は、総会にこれを付議した上で、その決議結果を参考にすることができる。

4 監事は、理事を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を行う。

2 会長、副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。常任理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

3 会長、副会長及び常任理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員（本会が雇っている者をいう。以下、同じ。）に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する定時総会の終結の時までとする。

3 役員は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

(役員の解任)

第26条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める理事及び監事の報酬等の支給の基準に則って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長)

第28条 本会に、任意の機関として、名誉会長を1名置くことができる。

2 名誉会長は、会長経験者より理事会がその決議をもって委嘱し、かつ、委嘱を解く。

3 名誉会長は、本会の重要事項について会長から諮問を受けて参考意見を述べる。

4 名誉会長には報酬等を支払わない。

(参与)

第29条 本会に、任意の機関として、参与を若干名置くことができる。

2 参与は、理事経験者より理事会がその決議をもって選任し、かつ、その任を解く。

3 参与は、次の職務を行う。ただし、議決に加わることはできない。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について、参考意見を述べること。

4 参与の任期は、理事のそれに準ずる。ただし、再任を妨げない。

5 参与には報酬等を支払わない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。(決議)

第33条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(支部)

第7章 支部

第35条 本会に別に定める地域ごとに支部を置く。

2 支部の設置及び運営に関する規程は、理事会がこれを定める。

(支部の事業)

第36条 支部は、対象地域の特性を踏まえた公益目的事業を推進するため、調査、研究、研修、講演、知見の普及、その他の第4条に定める本会の事業の実施を担当する。

(会員の支部所属)

第37条 会員は、第35条に規定する支部のいずれかに所属しなければならない。

第8章 職域事業部

(職域事業部)

第38条 本会に別に定める職域ごとに職域事業部を置く。

2 職域事業部の設置及び運営に関する規程は、理事会がこれを定める。

(職域事業部の事業)

第39条 職域事業部は、対象職域における業務の特性を踏まえた公益目的事業を推進するため、調査、研究、研修、講演、知見の普及、その他の第4条に定める本会の事業の実施を担当する。

(会員の職域事業部所属)

第40条 会員は、第38条に規定する職域事業部のいずれかに所属しなければならない。

第9章 事務局

(事務局)

第41条 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

2 事務局には、職員を若干名置き、そのうち一人を事務局長とすることができ。

3 職員の任免は、事務局長につき理事会が、その他の職員については会長が行う。

4 職員は、会長の指示により事務に従事する。

5 事務局の組織、内部管理に必要な規程は、理事会がこれを定める。

第10章 資産及び会計

(基本財産及び特定資産)

第42条 第4条の事業を行うために理事会で定めた基本財産については、その適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年9月7日内閣府令第68号。以下「認定法施行規則」という。)第22条

第3項第1号から第6号までに掲げる財産に該当するとして理事会が定めた基本財産及び特定資産の管理は、理事会が別に定める手続規程に基づきこれを行う。

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画書及び収支予算書)

第44条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、当該事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得る。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の書類は、総会に提出し、これを報告する。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を得なければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第46条 会長は、認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により、解散する。

(公益認定の取消しに伴う贈与)

第49条 本会が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は、合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年6月2日法律第49号。以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 本会の公告方法は、電子公告により行う。

第13章 雑則

(委任)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で別に定めるものを除いて、理事会がこれを定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年6月2日法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の代表理事は園原規子、廣田直子、関恵子とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。